

令和6年度国民年金システム標準化ワーキングチーム
(第一回) 議事概要

日時：令和6年8月20日(火) 13:00～15:00

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17 階（東京都千代田区丸の内3-2-3）

出席者（敬称略）

（構成員）

中川 健治（座長）	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区 生活振興部地域振興課国民年金係 係長
絵面 崇子	桐生市 市民生活部市民課 年金担当係長
下濱 梓	苫小牧市 市民生活部保険年金課 年金係 主査
赤峰 佐緒里	久留米市 健康福祉部 医療・年金課 課長補佐兼主査

（オブザーバー）

米田 圭吾	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
千葉 大右	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
大高 徳馬	デジタル庁 統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長
多田 想	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ 参事役
前田 賢一郎	日本年金機構 システム企画部 システム総合調整グループ長
帳山 昌一	日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
濱村 明	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 本会議の検討内容
 - (2) 今後のスケジュール及び予定
 - (3) その他
3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

○本日はワーキングチームであるため進行は事務局が務める。また、本日は研究会構成員のうち事業者を除く有識者、自治体の皆様に加えオブザーバーが出席対象となっている。(事務局)

○配布資料「参考1 第一回研究会の振り返り」に関しては、本日は説明を省略させて頂く。本紙に関して、不明点等がある場合は事務局まで個別でメールにてご相談いただきたい。(事務局)

2. 議事

(1) 本会議の検討内容

○標準仕様書の見直し検討の考え方についてご説明する。令和6年3月31日に1.2版の標準仕様書が公表され、仕様書に基づいてベンダーおよび自治体は移行の準備を進めている。そのような状況下で機能追加や機能見直し等といった仕様の変更が発生した場合、システム開発や要件定義等の手戻りが発生してしまい、令和7年度末までの業務・システム標準化完了が実現できない恐れがある。そのため、全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までの移行完了を実現するために、検討内容を切り分けることとしたい。(事務局)

○見直しの方針については、全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までは標準仕様書にて定義されている内容を検討範囲内として、標準仕様書として誤っている内容や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、ベンダーや自治体の標準化移行支援に資する対応を優先する方針とする。また、現在の標準仕様書では定めていないものの、自治体からの意見に基づいて業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件について、継続的に検討のうえ、令和7年度の標準化完了後に取込みを行う方針とする。具体的には、「標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正等の範囲におけるベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み」に資する内容は令和6年度に正誤表で対応する。「令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる必要がある、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込み」に資する内容は令和6年度に改定で対応する。また、「現在の標準仕様書において、仕様の見直しが必要となる内容及び定義していない業務について、自治体からの意見に基づく業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件等に関する意見の取り込み」については、令和8年度以降の改定を検討していくこととする。(事務局)

○次に、令和5年度の申し送り事項と今年度に新たに発生した対応事項のうち令和6年度を取り組み対象についてご説明する。第一回研究会でご説明した通り、申し送り事項と新規の対応事項を7つの検討テーマに分類し、検討時期を今年度または令和8年度以降で切り分けている。検討テーマ区分のうち、「③標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化」、「④法令・制度

改定予定の仕様書への反映」、「⑥横並び調整方針への対応」、「⑦共通事項の整備への対応」を今年度の検討対象とする。（事務局）

○現在、事務局で申し送り事項と新規の対応事項について順次検討を進めているが、そのうち構成員の皆様との討議を踏まえ方針を具体化するべきものを10件、一覧として選定し、記載した。10件のうち、正誤表対応に向けて検討するものが4件、標準仕様書改定に向けて検討するものが4件、議論を踏まえて対応方針を包括的に検討するものが2件ある。（事務局）

○続いて、正誤表の考え方と標準仕様書への対応方法についてご説明する。正誤表での対応範囲は、デジタル庁から公表された「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」で示されている通り、「あきらかな誤記の訂正」等を含む訂正、「機能要件の考え方等のみを加除」する補記とする。（事務局）

○個別の正誤表案についてご説明する。「No. 1 遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義」は、1.2版の標準仕様書のシステム機能要件から「遺族基礎年金」の文言が削除されたが、年金給付の種類としての記載箇所についても削除されており、削除された記載を元に戻すべきとのご指摘である。正誤表で、システム機能要件の「遺族基礎年金」の記載を元に戻すことを検討している。（事務局）

○「No. 2 付加年金の削除等に係る記載不備の指摘」は、システム機能要件の機能ID：0260272について「障害基礎年金」は削除せずに「付加年金」のみの削除をすべきとのご指摘である。該当のシステム機能要件について、正誤表で「障害基礎年金」の記載を元に戻す方針で対応を検討している。また、システム機能要件の備考の記載にも不備があったため合わせて対応する。（事務局）

○「No. 3 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除」は、システム機能要件の「※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。」の記載について、「宛名番号による自動入力」の記載から「住民記録システム連携に係る」項目である個人番号や氏名についても手入力を可能とするという要件のように読み取れてしまうため、見直ししてほしいとの要望である。正誤表で、住民記録システムから連携される項目について手入力は不要とする旨を補記する方針で対応を検討している。（事務局）

○「No. 4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加」は、帳票詳細要件において、該当する帳票に受付番号を出力することをシステム印字項目として記載してほしいとの要望である。本件については、帳票詳細要件を修正するのではなく、正誤表で受付番号の出力に関するシステム機能要件の定義を見直す方針で対応を検討している。（事務局）

○正誤表案についてご意見等があればお願いしたい。（事務局）

○P4では令和6年度、令和8年度以降の検討内容が記載してあるが、令和7年度はどのような対応を行うのか。（構成員）

○令和7年度においても疑義事項があれば令和6年度同様に対応したいと考える。まずは政府の方針である令和7年度末の標準化システム移行の期限を遵守に向けての取り組みを進めたい。また、令和7年度の進め方については、令和8年度以降の改定事項を見据えた議論を行うべきか等の進め方の整理をしているところである。厚生労働省年金局で整理を進め、有識者に相談の上で提示させていただきたい。（オブザーバー）

○承知した。（構成員）

○正誤表案 No. 4 の修正は新機能を追加する類の修正であるため改定で対応するべきではないか。また No. 1、No. 2 についても、「遺族基礎年金」「障害基礎年金」の記載が削除された標準仕様書をもとに既に関係を進めているベンダーがいることを想定し、改定で対応するべきでは

ないか。（構成員）

○事務処理基準や事務業務自体の変更が無い中で、標準仕様書に記述の誤りがあった状況である。ご意見いただいた通り、改正ではない場合、対応が難しい自治体、ベンダーがいる場合は厚生労働省年金局で持ち帰り、改定で対応すべきかどうかを検討する。正誤表案を提示した4件について、改定での対応でなければ困る等のご意見があればお伺いしたい。（オブザーバー）

○正誤表案で示されている4件については、正誤表での対応を進めてほしい。正誤表での対応は、単純な誤記の訂正である旨が分かりやすい。（構成員）

○正誤表で対応可能な記載誤りであるならば、年末を待たずになるべく早い時期に公表する必要があるのではないか。（構成員）

○ご認識の通りである。正誤表であれば速やかに公表することが可能であるため、正誤表での対応を検討している。（オブザーバー）

○ベンダー分科会においてベンダーの皆様ご意見もお伺いし、最終的に対応方針を決定する必要がある。（事務局）

○正誤表を示した4件についてはベンダーの皆様のご意見を頂戴し、開発影響がないこと、また修正内容に問題がないことが確認できたら、構成員の皆様にも周知の上、正誤表を公表させていただき段取りとしたい。（オブザーバー）

○No. 3について、正誤表案では「手入力は不要とする」と記載があるが、「手入力を不可とする」記載であるほうが手入力はできない旨が明確でよいのではないか。（構成員）

○「手入力を不可とする」と記載することで手入力を禁止する要件となる。一方で「手入力は不要とする」と記載することによって手入力を許容する余地を確保できる。住民記録システムからの連携項目であっても、実務上国民年金システムで修正をする等のケースも想定されるため、自治体の皆様に現在の業務についてお伺いしたい。（オブザーバー）

○住民記録システムから連携される情報が正確ではない場合があり、国民年金の自治体業務として手入力することがあった。そのようなケースを考慮し、手入力を許容しておくことが望ましいと考える。（構成員）

○原則入力しないものの、稀なケースに備えて手入力ができる機能を残す方針がよいと考える。また、ベンダーの皆様に機能の実現方法、開発への影響を確認した上で最終的な方針を決定する。（オブザーバー）

○本件は、住民記録システムの連携項目について「手入力を可能」とするシステム機能要件について、削除すべきかどうか議論の趣旨であり、それをベンダーが理解できる明確な文言で記載すべきである。「手入力が可能」とする場合、現在のシステム機能要件の記載から修正は不要と考える。（構成員）

○議論頂いた内容や自治体の業務を踏まえ、整理させていただく。（オブザーバー）

○次に、改定案の考え方と進め方についてご説明する。デジタル庁発出の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づき、令和8年4月1日までの移行完了を目指すために原則として改定は実施しない。ただし、令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる事が必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込みについては改定で対応することとする。また、現在の標準仕様書において一部、各機能要件間の平仄があっていないこと等により、円滑な移行の妨げになっているとご指摘等をいただいております、対応が必要となっている。このような状況に対して、「改定案」といった形で正誤表とは別に自治体やベンダーに示すことで円滑な移行の支援を実施することとしたい。（事務局）

○次に、個別の改定案についてご説明する。「No. 5 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化」は、喪失情報に基づいて法定免除の終了期間を自動的に変更する項目のうち「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」については、実装必須機能ではなく標準オプション機能に変更してほしいとの要望である。理由は、市町村が管理する申請免除期間とは、受付処理簿としての管理であって、申請時点、承認時点の始期、終期が残されているものであるべきと考えるため、また、資格異動や法定免除によって、申請免除の期間を短縮するのであれば、それは直近の免除記録としての管理となるためである。改定で、既存のシステム機能要件から「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」を切り出し、標準オプション機能とする対応を検討している。「免除・納付猶予」と「学生納付特例」の終了期間の自動変更を標準オプション機能に変更することは適切かどうか自治体の皆様にご意見をお伺いしたい。（事務局）

○「No. 6 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理」は、複数の国民年金保険料の免除理由について、それぞれ独立して該当日・非該当日の登録・管理をできるようにしてほしいとの要望である。理由は、要件の考え方・理由に「免除理由について該当する複数の理由毎に登録できることとする」とあるが、複数の免除理由があった場合であっても該当日・非該当日が1つしか入力できない仕様とするような記載に見えるためである。改定で、免除理由が複数ある場合には免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できる旨をシステム機能要件に補記する対応を検討している。免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できる機能の要否について自治体の皆様にご意見をお伺いしたい。（事務局）

○「No. 7 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加」は、年金給付について、免除関係の受付同様に、届出・申請・請求に共通するはずの「届書種類」を「年金コード」とセットで管理項目に追加してほしいとの要望である。理由は、申請や請求書に種類のある受付には、必ず「届書種類」で区別しないとわからないためである。改定で、管理項目として「届書種類」を追加する対応を検討している。「届書種類」の管理項目の追加は適切かどうか自治体の皆様にご意見をお伺いしたい。（事務局）

○「No. 8 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除」は、①検索キー「年金コード」は該当する対象者が一覧で表示され、検索したい対象者を検索することができないため削除または標準オプション化をしてほしい、②検索キー「旧氏」は他業務でも必須ではないため標準オプション化してほしいとの要望である。①、②の管理項目を標準オプション化する対応を検討しており、本対応が適切かどうか自治体の皆様にご意見をお伺いしたい。（事務局）

○No. 6について、法定免除の免除理由は障害基礎年金の受給、生活保護の受給、またはこれら両方の受給に分類され、それぞれでコードを保持している。今回の見直しで、障害基礎年金と生活保護の両方を受給している際に、免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できるように修正する場合、データの持ち方が日本年金機構と国民年金システムの記録管理の間で異なってしまうのではないかと。（構成員）

○日本年金機構側での記録管理と異なってしまうことについては認識の通りであるが、自治体での記録管理が必ずしも日本年金機構と一致する必要はないと考える。また、日本年金機構の記録管理についても今後変更がないとは限らない。自治体の現状の業務をお伺いした上で、免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できたほうが望ましい場合は自治体の意見を尊重したい。（オブザーバー）

○もともと障害基礎年金を受給していた被保険者が生活保護を合わせて受給し始めた場合、複数の免除理由による法定免除という管理となる。その後、生活保護の支給がなくなった場合には、障害基礎年金を免除理由とした法定免除に戻る。また、免除理由が変わる度に法定免除の届出書

を提出し直している。（構成員）

○この現行業務を踏まえると、複数の免除理由それぞれで該当日・非該当日を登録できるように改定をした場合、一度に免除理由ごとの免除期間を重複して報告してしまうことに問題があるのではないか。現行の国民年金システムにある免除記録の内容と届出書の内容は一致しており、現在のシステム機能要件の記載のままとすべきではないか。（構成員）

○複数の免除理由ごとに該当日・非該当日を登録する場合においても、免除理由ごとの免除期間を日本年金機構へ報告いただくことについて問題は生じないと思う。（オブザーバー）

○ご意見をいただいた自治体に状況を確認した上で、再度整理し構成員の皆様に提示させていただく。（オブザーバー）

○その他ご質問やご意見があれば伺いたい。（事務局）

○No. 5について、「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」については喪失情報に基づいて終了期間を自動的に変更する機能を標準オプション化する方針であるが、そのような改定をした場合は喪失情報と免除期間が一致せず、国民年金システムの情報をもとに被保険者に免除期間を回答する場合は説明誤りが発生するのではないかと。そのようなリスクを踏まえた上でも、受付時の免除の終了期間を国民年金システムで管理する必要があるのかを聞きたい。標準オプション化せずに実装必須機能としておいたほうがよいのではないかと。（オブザーバー）

○日本年金機構から現場目線でのご意見をいただいた。この点について自治体の皆様のご意見を伺いたい。（オブザーバー）

○現状、自治体が免除期間を受付処理簿または免除記録のどちらで管理しているかによるのではないかと。自治体としては受付処理簿として受付時の結果を管理するため受付処理簿としての機能が必要であると考え。受付時の免除の承認期間から変更がある場合については、可搬型窓口装置を用いて日本年金機構が管理している最新の記録で対応をする必要があると考える。日本年金機構は最新の免除記録を管理するのに対し、自治体は受付処理簿として受付時の免除期間の管理を行い、最新の免除記録については任意で管理するものとする。（構成員）

○可搬型窓口装置を導入している市町村に関しては問題ないが、可搬型窓口装置を導入しておらず、最新の免除記録を年金事務所に問い合わせる必要がある自治体においては説明誤りが発生する可能性があることを危惧している。国民年金の処理結果一覧表をもとに受付時の免除期間を国民年金システムに登録することができるので、喪失があった際に自動的に終了期間を変更することは問題ない認識である。（オブザーバー）

○事務処理基準の観点で、どこまで国民年金システムで実装すべきかについてお伺いしたい。（事務局）

○現状、事務処理基準においては受付処理簿または免除記録として管理すべきかの定義がされていないためこのような議論に発展していると考え。日本年金機構の懸念や自治体からの受付処理簿機能の要望がある中で、折衷案として標準オプション化を提示している。令和8年度以降は、事務処理基準において曖昧な定義が指摘されている箇所を見直したいと考えている。ただし、現状の事務処理基準に基づいて令和7年度末までに国民年金システムの標準化を完了する中では、受付処理簿として国民年金システムを利用している自治体、免除記録として国民年金システムを利用している自治体両方のご意見を反映するために標準オプション化がよいのではないかと考える。この点についてご意見いただきたい。（オブザーバー）

○窓口での対応について、神戸市の国民年金システムでは受付時の免除期間の始期、終期を管理していることを職員は理解している。一度喪失した資格を復活させる場合、復活の報告を日本年金機構に提出しており、受付時の終期の情報は国民年金システムで管理したい。（構成員）

○現状を事務の担当者に確認した上で、改定案について再度検討してから回答したい。(構成員)

○ベンダーの皆様にもお伺いした上で、必要があれば自治体の皆様とも再度ワーキングチームを実施させていただく。改定案に係る自治体事務の確認結果については事務局に連絡いただきたい。また、現状では可搬型窓口装置を導入していない自治体への影響を見切れていないため引き続き議論させていただきたい。(オブザーバー)

○続いて、本会議における討議事項についてご説明する。「No. 9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加」は、住民記録システムとの連携の他に、福祉窓口で管理する被保険者情報を連携・保持できるように記載を見直してほしい旨の要望である。理由は、支援措置対象者の情報について住民記録システムとの連携で把握できる方は全体の一部であり、住民記録システム以外から連携される分があると想定されるためである。また、これらが各業務で独自登録されている、または別業務システムからの連携登録となっていると想定されるためである。改定で、住民記録システムのみの連携に限らないことを表現する目的で、「住民記録システム」の記載を「住民記録システム等」に修正する対応を検討している。また、管理項目や帳票の追加等の対応を講じる場合は新機能開発となるため、令和8年以降に改定の要否も含めた検討を行う。図の通り、支援措置対象者の情報は現状のシステム機能要件では住民記録システムから連携されることが定義されている。ただし、住民記録システムから連携される支援措置対象者情報は全体の80%程度であり、残りの20%程度は他システムから連携される必要がある。「住民記録システム等」とすることで、他システムからも連携できるようにすることを想定している。また、業務を行うためには管理項目の追加、他システムからの連携情報の登録・修正・削除機能の追加、帳票出力機能の追加等に対応する必要がある。これらは新規開発が必要なシステム機能要件となるため、令和8年度以降で検討することを想定している。(事務局)

○「No. 10 消除事由の判別方法」は、日本年金機構への資格喪失に関する報告にあたって、「住民記録システム標準仕様書」に定義されている消除事由に係る管理項目では、現状の国民年金システムにおいて確認できている消除事由が定義されておらず、充足した報告ができないため対応方針を示してほしいとのご意見である。理由は、日本年金機構への報告を正確に行うためには「消除事由」を把握する必要があるためである。ワーキングチームでの討議を踏まえ「消除事由」を住民記録システムからの連携項目として必要と判断した場合、住民記録システム標準化の担当との連携に向け検討を進める方針としたい。図の通り、現状では自治体は住民記録システムから職権消除の情報を取得することにより日本年金機構へ資格喪失情報の報告を行っている。職権消除の情報は出入国在留管理庁から連携され、その情報が住民記録システム、国民年金システム、日本年金機構へ連携される。ただし、標準化後において一部消除事由は住民記録システムで管理項目として定義されていないため国民年金システムにも連携がされない。そのため日本年金機構にも充足した報告ができなくなってしまう可能性がある。表では、具体的な資格喪失日の判別方法を記載しており、例えば消除事由が出国の場合は住基消除日の翌日を資格喪失日として報告をしている。(事務局)

○No. 9、No. 10 についてご意見をいただきたい。(事務局)

○No. 9 の住民記録システム以外から連携される20%程度の支援措置対象者情報について、現状では福祉系のシステムから連携している。また、日本年金機構のみで支援措置の記録をしている場合においては国民年金システムで入力している。しかし、標準化後の国民年金システムでは住民記録システム以外から連携される支援措置対象者情報を入力できない。国民保険システム、介護システム、後期高齢者システムにおいては住民記録システム以外からの連携等の機能が定義されている一方、国民年金システムにおいては住民記録システムからの連携情報のみを管理す

るシステム機能要件となっており、横並びでの対応が必要ではないか。他の一部の政令指定都市においては、③の機能を独自で構築していると聞いている。可能であれば②から④の機能をシステム機能要件に追加いただきたい。（構成員）

○他の自治体の現状をお伺いしたい。当初、支援措置対象者情報を住民記録システム以外で管理するケースを想定できていなかったため、システム機能要件上は「住民記録システム等」と記載し、その他のシステムからも連携できるようにしたいと考えている。ただし、②から④の機能については、大幅な機能追加となるため令和7年度末までの標準化システム実現に支障をきたすことを危惧しており令和8年度以降での検討を想定している。自治体の状況やベンダーの開発状況をお伺いした上で、標準オプション機能であれば実装に問題がないことが確認できる場合は改定の対象とすることも有り得る。ベンダー分科会でベンダーの皆様のご意見を伺った上で、対応方針を整理していきたい。（オブザーバー）

○久留米市では、住登外者については年金事務所で手続きしていただいている。（構成員）

○実務上、国民年金システムと他システムとの連携の要否はついてはいかがか。（オブザーバー）

○住民票がない場合は市役所の窓口で手続きができないこととしているため、どちらの場合でも対応が可能である。（構成員）

○No. 9で議論している支援措置対象者情報は住民票がある被保険者を前提としている。住民記録システムが連携しているのは住民票と居所が一致している支援措置対象者の情報であり、住民票と居所が一致していない支援措置対象者の情報は連携されない。そのため、他システムから連携してもらう必要がある。（構成員）

○住民登録システム以外で連携が必要なシステムを現状把握していない。居所が不明である被保険者についての業務を国民年金以外の事務で行っているかどうかは確認ができていないが、年金事務所で手続きいただいている可能性がある。確認の上、改定案を精査させていただきたい。（構成員）

○改定案で示されている「住民記録システム等」の記載では誤解を招く恐れがある。標準仕様書に適切な記載に見直していただきたい。（構成員）

○「住民記録システム等」は住民記録システムに限らず支援措置対象者情報を管理しているシステムを意図しており、より明確な記載方法を検討させていただく。（オブザーバー）

○No. 10について、消除事由を国民年金システムに連携するためには、その前段のシステムである住民記録システムのシステム機能要件についても見直しが必要であるか。（構成員）

○住民記録システムの状況を正しく把握する必要があるが、構成員の皆様の意見をお伺いした上で住民記録システムについても確認、見直しが必要となる可能性がある。（オブザーバー）

○住民記録システムに消除事由の管理項目が揃っていないのであれば国民年金システムだけでは対応ができないため、確認を進めてほしい。（構成員）

○住民記録システムを管理する部署は証明書の発行を目的としており、また住民票と居所が一致する場合のみ住民記録システムは管理を行うことが基本的なルールである。そのため、その他の部署が管理している情報を住民記録システムが管理することは原則としてないとする。住民記録は「住所を守る」業務であることに対して、国民年金の業務は「人を守る」業務である。（構成員）

○住民票と居所が一致しない支援措置対象者情報は日本年金機構とのやり取りの中で必要な情報なのか。（構成員）

○日本年金機構に支援措置対象者情報を連携することはない。（構成員）

○住民票と居所が一致する場合は住民記録システムの担当部署が窓口となり対応している。住

民票と居所が一致しない場合においても、住民票がある自治体の窓口で対応するケースは発生するため住民記録システム以外で保持している支援措置対象者情報についても国民年金システムで管理することが望ましい。（構成員）

（２）今後のスケジュール及び予定

○本日は時間の都合上説明を割愛させていただく。各自ご確認いただくようお願いする。不明点等があれば事務局に連絡いただきたい。（事務局）

３．閉会

○本日議論した点は厚生労働省年金局で持ち帰り再度整理させていただく。本日の議論内容、来週開催予定であるベンダー分科会の結果を踏まえ、必要な場合は臨時でワーキングチームを開催し再度討議させていただきたい。（オブザーバー）

以上